

熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例の一部改正について

熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例（昭和28年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中「引き続き別表」を「引き続き同表」に改め、同条第3項中「の疾患」を「の傷病」に改める。

第8条中「給料月額」を「、給料の月額（熊本市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年条例第61号）第3条第1項（同条例第6条において準用する場合を含む。）の規定により教職調整額の支給を受ける職員にあっては、給料の月額に教職調整額の月額を加算した額）」に改め、「第24条」の次に「又は熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年条例第18号）第9条」を加え、「以下）を」を「以下）に相当する額を給与から」に、「ことができる」を「ものとする」に改める。

附則に次の1項を加える。

（県費負担教職員に係る権限移譲に伴う経過措置）

- 6 平成29年4月1日前に熊本県市町村立学校職員の分限及び懲戒に関する条例（昭和31年熊本県条例第66号）の規定の適用を受けていた者が同日以後引き続き職員である場合又は同条例の規定の適用を受けていた者が人事交流等により引き続き職員となった場合における第3条の2第2項及び第3項の規定の適用については、その者が同条例の規定の適用を受けていた際に法第28条第2項第1号の規定

により休職にされた期間は、この条例の規定の適用を受けていた職員として休職にされた期間とみなす。

別表中「疾患の」を「傷病の」に、「傷い疾患」を「傷病」に、「の疾患」を「の傷病」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 2 熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 19 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

附則中第 9 項を削り、第 10 項を第 9 項とし、第 11 項を第 10 項とする。

- 3 熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 23 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

附則中第 10 項を削り、第 11 項を第 10 項とし、第 12 項から第 15 項までを 1 項ずつ繰り上げる。

- 4 熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 28 年条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

附則中第 8 項を削り、第 9 項を第 8 項とし、第 10 項から第 13 項までを 1 項ずつ繰り上げる。

(熊本市立高等学校等の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 5 熊本市立高等学校等の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 28 年条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

附則中第 8 項を削り、第 9 項を第 8 項とし、第 10 項から第 12 項までを 1 項ずつ繰り上げる。

(提出理由)

市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）の一部改正により県費負担教職員に係る権限が熊本県から移譲されることに伴い、減給の取扱い等に関し必要な規定の整備をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。